「成績評価における客観的な指標の算出方法」

教務規定より抜粋

第4章 成績の評定

- 第5条 成績の評定は、次の定めによる。
 - (1) 評定は、試験成績(前期試験・後期試験)を主とし、出席状況、平常の学習状況、学習態度等を、加味して教科担当者が行う。
 - (2) 評定は、A, B, C, Dの4段階に区分し、A, B, Cを合格とし、Dは不合格とする。
 - (3) 成績評価の基準は、次のとおりとする。 $A=80 \, \text{点以上} \qquad B=70 \, \text{点} \sim 79 \, \text{点} \qquad C=60 \, \text{点} \sim 69 \, \text{点} \qquad D=59 \, \text{点以下}$
 - (4) Dの場合、学長の許可を得た場合に限り、教科担当者の指導を受け、追試験・補講を 受けることができる。(補講とは、実験・実習・演習・製図等の科目で、成績に関係 するものを指し、出席日数を補うものではない。)

第10章 試験

第11条 試験は分けて、定期試験・臨時試験・追試験・学年末有料追試とする。

筆記試験の時間は、原則として60分とする。

- (1) 定期試験は、中間試験と期末試験に分け、学生全員を対象として毎年度の前期及び後期の各期において、それぞれ1回ずつ行う。
- (2) 臨時試験とは、学期の中途において、各教科担当者が臨時に行う試験をいう。
- (3) 学年末有料追試は、各学年において追試験により合格できなかった者に対して年度末に有償の追試を行う。
- (4) 病気その他やむを得ない事由により受験できなかった者に対しては、本人の願い出により、追試験を行うことがある。
- (5) 試験中は、不正行為及びそれに類する行為をしてはならない。 不正行為等それに類する行為があった者に対しては、全教科 0 点とする。